池袋労基協ニュース

第417号　2024 11・14

発行 一般社団法人 池袋労働基準協会
TEL. 03-3988-6344　FAX. 03-3988-6366
http://www.ikerokyo.or.jp/　e-mail:office@ikerokyo.or.jp
〒170-0014　東京都豊島区池袋1丁目8番8号

令和６年度 全国労働衛生週間説明会を開催

主催：池袋労働基準監督署、（一社）池袋労働基準協会
建設業労働災害防止協会東京支部豊島・板橋・練馬分会
（一社）豊島産業協会・（一社）板橋産業連合会・（一社）練馬産業連合会

大島会長

小松原分会長

高橋監督署長

令和６年９月５日(木)、IKE･Biz多目的ホールにおいて、約１２０名の事業場の方が参加して、「令和６年度全国労働衛生週間説明会」が開催されました。

この説明会は**「推してます　みんな笑顔の　健康職場」**のスローガンのもと、今年も全国労働衛生週間及び準備期間の効果的な実施と、働く人々の心と体の健康確保を図り、安心・安全な職場を構築していただくことを目的に、企業経営者や労務安全衛生担当者等を主な対象として開催したものです。

始めに、主催者より、大島隆夫池袋労働基準協会会長、小松原芳彦建設業労働災害防止協会東京支部豊島・板橋・練馬分会長、高橋和彦池袋労働基準監督署長３名の挨拶、引き続き副会長、今井敏弘、黒田哲治、荒木秀幸、上田一成、秋山勉５名の紹介後、説明に入りました。

池袋労働基準監督署の纐纈地方産業安全専門官より、「全国労働衛生週間実施要綱について」と題し、全国衛生週間及び準備期間における趣旨、及び今年度示された衛生週間実施における留意事項と具体的な取組について説明を行いました。

目　　次

❖令和６年度　全国労働衛生週間説明会を開催 …… １～２
❖池袋労働基準監督署からのお知らせ …… ２～５
　―令和５年度における過労死等の労災補償状況（東京労働局分）
　―労働安全衛生関係の一部の手続きの電子申請が義務化
❖池袋労働基準協会からのお知らせ …… ５～６
　―事業場見学会実施報告　令和６年死亡災害等発生状況
❖ハローワーク池袋だより …… 7
❖新年賀詞交歓会開催案内　講習会等･協会行事実施と計画 …… 8

纐纈専門官

鬼塚監督官

漆山係長

山口英郎様

続いて、鬼塚第二方面主任監督官より「過重労働による健康障害を防ぐために」と題し、時間外・休日労働の削減、健康診断状況実施チェックリストの活用方法ついて説明がありました。

引き続き豊島区池袋保健所の漆山精神保健係長より「働く人のゲートキーパー講座」と題し、悩んでいる人を「命を断つ道」へ向かわなせないための具体的な取り組みについて説明がありました。

最後に、中央労働災害防止協会　健康快適推進部研修支援課長補佐　山口英郎氏より「健康確保に向けた快適な睡眠と職場でできるストレッチング」と題し、健康づくりのためのストレッチングやリラックスするための自律訓練法など、参加者と一緒に体を動かしながらご講演いただきました。

令和５年度における過労死等の労災補償状況（東京労働局分）

◎東京労働局(局長 富田　望)は、令和５年度中に行われた管下１８労働基準監督署における過労死等(脳・心臓疾患及び精神障害事案)に係る労災請求・支給決定件数を取りまとめました。その概要は、次のとおりです。

① 脳・心臓疾患の請求件数は増加、支給決定件数は減少。

・請求件数は１５８件であり、前年度に比べ４１件(３５.０％)増

・支給決定件数は１４件であり、前年度に比べ１０件(４１.７％)減

② 精神障害事案の請求件数は増加、支給決定件数は減少。

・請求件数は７５８件であり、前年度に比べ２１８件(４０.４％)増

・支給決定件数は１１７件であり、前年度に比べ１０件(７.９％)減

（支給決定件数等は、別表のとおり。）

【別表】

１ 脳・心臓疾患の労災補償状況

区分	年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
脳・心臓疾患	請求件数	121 (23)	117 (12)	158 (25)
	決定件数	86 (13)	70 (7)	75 (14)
	うち支給決定件数	20 (2)	24 (1)	14 (1)
	認定率	23.2 (15.3)%	34.3 (14.3)%	18.7 (7.1)%

2 精神障害等の労災補償状況

区分	年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
精神障害	請求件数	497 (263)	540 (260)	758 (408)
	決定件数	441 (223)	428 (202)	433 (242)
	うち支給決定件数	106 (40)	127 (56)	117 (65)
	認定率	24.0 (17.9)%	29.7 (27.7)%	27.0 (26.9)%
うち自殺	請求件数	28 (3)	32 (4)	32 (7)
	決定件数	33 (4)	27 (6)	15 (1)
	うち支給決定件数	17 (0)	8 (1)	9 (1)
	認定率	51.5 (0)%	29.6 (16.7)%	60.0 (100.0)%

注１決定件数は当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求のあったものを含む。
２ 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
３ 認定率は支給決定件数を決定件数で除した数である。
４( )内は女性の数で内数である。
５自殺は未遂を含む件数である。

東京労働局における過労死等の防止に向けた取組

１　生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援
生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成を行う。

２　長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するための取組
ア　時間外・休日労働時間数が１か月当たり８０時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、監督指導を実施する。
イ　長時間労働を行わせた場合、医師による面接指導の実施等について指導、周知啓発等を行い、脳・心臓疾患等の健康障害を発生させない職場づくりの促進を図る。

３　メンタルヘルス対策の取組
ア　厚生労働省の長時間労働削減推進本部による平成28年12月26日の「過労死等ゼロ」緊急対策等を踏まえ、精神障害の労災認定があった事業場に対して個別指導を実施する。
　また、傘下事業場において、概ね３年程度内の期間に、精神障害に関する労災認定が複数行われた場合、企業本社に対して、全社的な過労死等防止の取組について指導を行う。
　メンタルヘルス対策に係る企業や事業場への個別指導等の際、「**パワーハラスメント対策導入マニュアル**」等を活用し、対策の必要性、予防・解決のために必要な取組等について指導を行う。
イ　「**メンタルヘルス指針**」及び「**ストレスチェック指針**」等の周知徹底を図るとともに、これらに基づく指導を実施する。
ウ　「**東京産業保健総合支援センター**」のメンタルヘルス対策促進員による訪問指導の活用促進を図る。
エ　メンタルヘルスに関するポータルサイト「**こころの耳**」の利用促進を図る。

事業主の皆さまへ

2025年１月１日より労働安全衛生関係の一部の手続きの電子申請が義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- 足場／局所排気装置等の設置・移転・変更届
  （労働安全衛生法第88条に基づく届出）
- 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！

電子申請の詳細はこちらからご確認ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

厚生労働省 ・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署

労働保険への加入はお済みですか？

～11月は労働保険未手続事業一掃強化期間～

労働保険は、労働者が失業したときの失業給付(雇用保険)、労働災害に遭ったときの労災給付(労災保険)などを行うものです。1人でも労働者を雇用している事業主は雇用形態を問わず、労働保険への加入義務があります。

▶問合せ: 雇用保険について…ハローワーク池袋雇用保険適用課 TEL03-3988-6662
労災保険について…池袋労働基準監督署労災課 TEL03-3971-1259

ー事業場見学会実施報告ー

東日本旅客鉄道株式会社　東京総合車両センター

今回は、品川区大井町駅のそばにある東日本旅客鉄道株式会社東京総合車両センターを訪問させていただきました。

当センターでは山手線５５０両のメンテナンスや東海道線・上野東京ラインを走る車両のメンテナンスを行っており、ここでは最大３４０両の収容が可能になっています。

最初に西エリアにある安全体感道場で車両の運転ドアの取り外しの様子を見学し、部品の見掛け重量と実際重量の違いや、ヘルメットを着用し落下物の衝撃を実体験しました。

次に西エリアの入場検査線に移動しました。ここでは車両検査体系として、走行距離毎に、集電・走行・電気・ブレーキ装置・車体装置についてオーバーホール検査や、劣化部品の取り換えなどを定期的に実施しています。特に車両を分割せず、新品・修繕済みの機器を予め用意しておくことで、車輪の台車ごと同時に脱着交換したり、屋根上の冷房装置やパンタグラフの交換、車両連結部のホロの交換などを短時間で終わらせる作業の効率化や、在場日数の短縮化を図っているとのことです。

最後に当センターで従事する社員約１，１００人に対する安全衛生等への日頃の取り組みについて説明いただきました。参加者一同意義深い見学会となりました。

―◆ 令和６年 死亡災害・死傷災害発生状況(令和６年９月末日現在) ◆―

【池袋監督署管内】
業種別　死亡災害 2人

	R６年	R５年	増減数
製造業	0	0	0
建設業	2	0	2
土木工事業	0	0	0
建設工事業	1	0	1
その他の建設業	1	0	1
陸上貨物運送業	0	0	0
ハイヤー・タクシー業	0	2	-2
その他の運輸交通・貨物取扱業	0	0	0
商業	0	0	0
小売業	0	0	0
保健衛生業	0	0	0
社会福祉施設	0	0	0
接客娯楽業	0	0	0
飲食店	0	0	0
清掃と畜業	0	1	-1
ビルメン業	0	0	0
その他の三次産業	1	1	0
金融業	0	0	0
警備業	1	1	0
その他(一次産業)	0	0	0
全産業計	2	3	-1

【池袋監督署管内】
業種別　休業４日以上の死傷災害 647名

	R６年	R５年	増減率％
製造業	23	34	-32.4
建設業	59	54	9.3
土木工事業	12	6	100
建設工事業	38	42	-9.5
その他の建設業	9	6	50
陸上貨物運送業	49	63	-22.2
ハイヤー・タクシー業	33	48	-31.3
その他の運輸交通・貨物取扱業	16	19	-15.8
商業	137	130	5.4
小売業	120	109	10.1
保健衛生業	108	122	-8.9
社会福祉施設	92	96	-4.2
接客娯楽業	67	46	45.7
飲食店	53	39	35.9
清掃と畜業	70	52	34.6
ビルメン業	49	38	28.9
その他の三次産業	84	86	-2.3
金融業	4	3	33.3
警備業	20	39	-48.7
その他(一次産業)	1	2	-50
全産業計	647	656	-1.4

第３回 池労協ゴルフコンペを開催

令和６年１０月１０日(木曜日)、太平洋クラブ江南コース(埼玉県熊谷市千代)に於いて、第３回池労協ゴルフコンペが開催されました。天候にも恵まれ自然林の木立にセパレートされた名門コースに１６名の皆様が参加され、ハイレベルな熱戦が繰り広げられました。

心身ともにリフレッシュすることができ、より一層の親睦を深めることができました。今後も継続し開催して参りますので、皆様の参加をお待ちしております。

結果は次の通りです

優　　勝　髙　林　格氏　(理研計器(株))〖グロス 95　ハンデ 24.0　ネット 71.0〗
準 優 勝　佐々木　誠氏　(㈱セシム)　〖グロス 95　ハンデ 20.4　ネット 74.6〗
３　　位　高野　正司氏　(東洋興業㈱)　〖グロス 89　ハンデ 14.4　ネット 74.6〗
ベスグロ　高野　正司氏　〖グロス 89(OUT41 IN48)〗

※ルール　１８ホールストロークプレイ(新ペリア方式)拡大

ハローワーク池袋だより

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」等により、65歳未満の定年を定めている事業主には65歳までの雇用確保措置を講じることが定められております。雇用確保措置の中には継続雇用制度がありますが、継続雇用制度を導入している事業主のうち、平成24年度末までに継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合には、経過措置が認められておりますが、本経過措置が今年度末（令和7年3月31日）をもって終了となるため、以降は希望者全員を継続雇用する制度へ変更する必要があり、経過措置を導入されている事業主の皆様におかれましては、就業規則等の改定作業等が必要になります。該当の事業主の皆様におかれまして は就業規則等の改訂が必要となることから、厚生労働省作成の HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1.html）でのご案内のほか、下記のリーフレット等をご参照ください。

経過措置に基づく基準対象者に限定した継続雇用制度を利用している事業主の皆さまへ

経過措置期間は2025年3月31日までです
4月1日以降は別の措置により、
高年齢者雇用確保措置を講じる必要があります

平成24年度までに、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主は、現在は経過措置として、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者について継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められていますが、その経過措置も2025年3月31日をもって終了します。

■ 経過措置の流れ

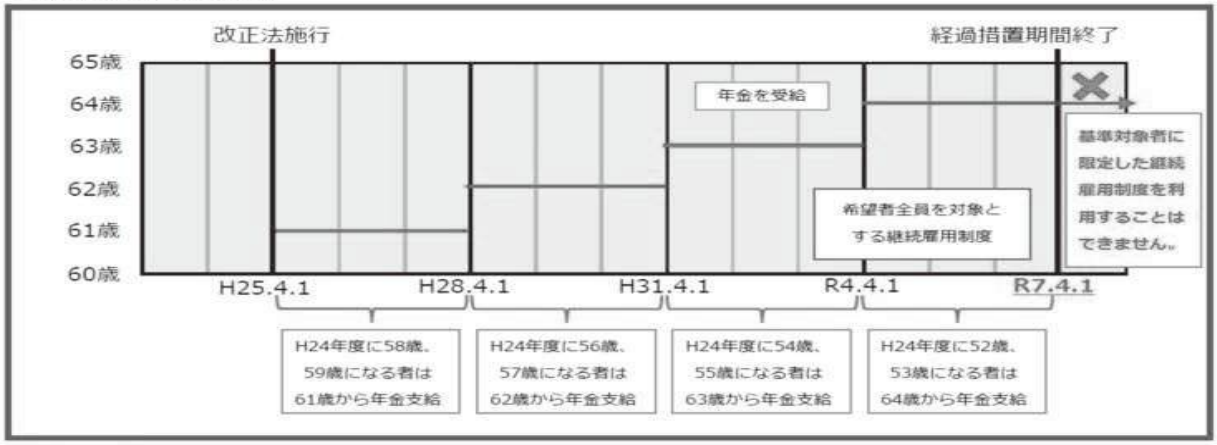

2025（令和７）年4月1日以降は、高年齢者雇用確保措置※として以下のいずれかの措置を講じる必要があります。

- 定年制の廃止
- 65歳までの定年の引き上げ
- 希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入

※ 高年齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するための措置を講じなければなりません。

◆ ご不明点がございましたら、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省　都道府県労働局・ハローワーク　LL06322高01

上記に関するお問合せやご不明点は

ハローワーク池袋　雇用指導コーナー　電話：03-3987-8609（部門コード 36#）まで

令和７年　新年賀詞交歓会のご案内

令和７年の新年を迎えるにあたり、新年を賀し、下記のとおり新年賀詞交歓会を開催いたします。ご出席の申し込みは、同封のご案内にある出席申込み書により、令和７年１月１６日（木）までに（一社）池袋労働基準協会あてＦＡＸにてお願いします。

日時：令和７年1月30日（木）　午後5時00分より（開場：午後4時30分）
場所：リビエラ東京　豊島区西池袋5－9－5
会費：10，000円
内容、申込み等の詳細は同封のご案内をご覧下さい

講習会等・協会行事実施報告と計画

当協会主催講習会等についての内容、お申し込みは同封のご案内か当協会ホームページをご覧ください。他地区協会との共催講習会の内容、お申し込みは当協会ホームページをご覧ください。

なお、講習会等については中止となることもありますので、ホームページをご覧になるか、事務局までお尋ねください。

2024年（令和６年）4月～2025年(令和７年）３月講習会等実施報告と計画（予定）

＜池袋協会主催講習会等＞	2024年(令和6年)									2025年(令和7年)		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新入社員安全衛生教育等講習会	9日											
労働行政運営方針説明会		24日										
全国安全週間説明会			13日									
全国労働衛生週間説明会						5日						
豊島板橋練馬地区年末年始労働災害防止大会								28日				
人事労務・労働保険担当者法令実務説明会												予定
安全衛生推進者養成講習		21·22日				17·18日					18·19日	
安全管理者選任時研修			25·26日				15·16日					18·19日
衛生推進者養成講習				8日			9日				7日	
労災保険給付基礎講座												予定
ベーシックセミナー									17日			
労働法セミナー				23日								
講習会「職場のトラブル防止対策」（三田主催）					22日							
雇用均等行政の重点説明会（三田主催）							2日					
労務管理講習会「賃金の法律実務」（三田主催）							10日					
労務管理講習会「過労死等防止対策」（三田主催）							17日					

協会ホームページ　http://www.ikerokyo.or.jp/
講習会等申込書、入会申込書をダウンロードできます。　講習会等のご案内については、随時更新いたします。